

○厚生労働省令第九十八号
介護保険法(平成九年法律第百一十三号)第四
十一条第二項、第四十二条の二第十項、第四
六条第八項、第四十八条第八項、第五十一項の三
第九項、第五十三条第八項、第五十四条の二第十
項、第五十八条第八項及び第六十一条の三第九項
の規定に基づき、介護給付費及び公費負担医療等
に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正
する省令を次のよう規定する。

平成二十六年八月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等
用等の請求に関する省令の一部を改正する
省令

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等
の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十一
号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「であつて」を(次条第一
項の規定による届出を行つたものであつて同条第
三項の規定による届出を行つてないものを除く。
次項において同じ。)のうちに「は、当分の間」を
「であつて、その旨を審査支払機関に届け出たもの
は」と改め、同項を同条第三項とし、同条第一項
の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による届出を行おうとする指定居
宅サービス事業者等は、平成三十年三月三十
日までに、届け出るものとする。

附則第二条の次に次の二条を加える。

第三条 指定居宅サービス事業者等(電子情報処
理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク
若しくは光ディスクによる請求を行える体制を
有するものを除く。以下この条において同じ。)
のうち、当該指定居宅サービス事業者等におい
て、指定居宅サービス、指定地域密着型サービ
ス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、
指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予
防サービス又は指定介護予防支援に從事する常
勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成三
十年三月三十一日において、いずれも六十五歳
以上であるものであつて、その旨を審査支払機
関に届け出たものは、第二条の規定にかかわら
ず、書面による請求を行うことができる。

3 前項の規定による届出を行おうとする指定居宅サービス事業者等は、平成三十年三月三十一日までに、届け出るものとする。

第一項の規定による届出を行つた指定居宅サービス事業者等であつて、当該指定居宅サービス事業者等において、平成三十年三月三十一日における年齢が六十五歳未満である常勤の介護職員その他の従業者が新たに指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援に従事することとなつたものは、当該従業者に係る氏名及び生年月日を、速やかに審査支払機関に届け出なければならない。

前項の規定による届出を行つた指定居宅サービス事業者等（前条第一項の規定による届出を行つたものを除く。）は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、第二条の規定にかわらず、書面による請求を行うことができる。

第四条 前二条に規定するもののほか、第二条の規定にかかわらず、指定居宅サービス事業者等のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等の請求について、書面による請求を行うことができる。

一 電気通信回線設備の機能に障害が生じた指定居宅サービス事業者等（当該障害が生じている間に行う介護給付費等の請求）

二 電子計算機の販売又はリースの事業を行う者との間で電子情報処理組織又は磁気データー・フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している指定居宅サービス事業者等であつて、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、介護給付費等の請求の日までに電子情報処理組織又は磁気データー・フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求ができないもの

該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う介護給付費等の請求

三 改革の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅介護支援、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定居宅サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援を行つて居宅サービス事業者等 当

該改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス等、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援を行っている間にに行う介護給付費等の請求

四 廃止又は休止に関する計画を定めている指定居宅サービス事業者等、廃止又は休止するまでの間に行う介護給付費等の請求

五 その他電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難な事情がある指定居宅サービス事業者等、当該請求

六 指定居宅サービス事業者等は、前項の規定による届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。

○厚生労働省令第百号

第一号又は第五号に該当する旨の同項の規定による届出を行ふに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月十五日

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部

第一条中第百三十九号を第百四十号とし、第百一十五号を第百三十四号とし、同号の次に次の二百三十五

百二十一 メチル＝二－(四－メトキシフェニル)－二－メチルブタノアート及びその置換ペプチド

第一項中第百二号を第百二十号とし、同号の次に百二十一 一－[一－(三－メトキシフェニル)第一項中第百十三号を第百三十二号とし、第百四百三号を第百二十二号とし、同号の次に次の二号を加える

百二十一 メチル＝二－(四－メトキシフェニル)－二－メチルブタノアート及びその置換ペプチド

第一項中第百二号を第百二十号とし、同号の次に百二十一 一－[一－(三－メトキシフェニル)

る場合には、当該届出に係る介護給付費等の請求の日に当該届出を行うことができる。この場合にあつては、前項の資料は当該介護給付費等の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第九十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年八月十五日

厚生労働大臣 田村 慶久

薬事法施行規則の一部を改正する省令
薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第
七十五号の二十三中「五・二號」を「八・三號」
に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村 慶久

案第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、
第七十六条の四に規定する医療等の用途を定め
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を
改正法第七十六条の四に規定する医療等の用途を
改正する。この規定を次のように改正する。

二号から第百十八号までを二十一号ずつ繰り下げ、
号を加える。

ナルアゼパン—三—イル）—一H—インドール—
（ピロリジン—一—イル）ヘアタン—一—オン及
び加える。

二号から第百十二号までを二十号ずつ繰り下げ、第
二号を加える。

シクロヘキシル】ピペリジン及びその塩類
から第百号までを十八号ずつ繰り下げ、第九十四
四。

